

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 新旧対照条文

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（傍線部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
第一章～第八章 （略）	第一章～第八章 （略）	
第九章 自立訓練（機能訓練）	第九章 自立訓練（機能訓練）	
第一節～第四節 （略）	第一節～第四節 （略）	
第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十三 条・第一百六十四条）	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十三 条・第一百六十四条）	
第十章 自立訓練（生活訓練）	第十章 自立訓練（生活訓練）	
第一節～第四節 （略）	第一節～第四節 （略）	
第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二 条～第一百七十三条）	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二 条～第一百七十三条）	
第十一章～第十七章 （略）	第十一章～第十七章 （略）	
附則	附則	
（趣旨）	（趣旨）	
第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	
一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第四十八条第二項において準用す	一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第四十八条第二項において準用す	

る場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、

第一百六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第一百六十三条第三号、第一百六十三条の二第四号、

二条第三号、第一百七十二条の二第四号、第一百七十

二条第三号、第一百七十二条第三号、第二百三条第二項、第二百二十条及び第二百二十二条の規定による基準

二・三 （略）

四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第一百二十五条の二第二号、第一百六十三条の二第二号、第一百七十二条の二第一号及び第二百二十二条の規定による基準

五・九 （略）

（指定小規模多機能型住宅介護事業所等に関する特例）

第九十四条の二次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型住宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。

以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型住宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型住宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型住宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型住宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型住宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型住宅介護を

る場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、

第一百六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第一百六十三条第三号、第一百七十二条第三号、第二百二十条及び第二百二十二条の規定による基準

二・三 （略）

四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第一百二十五条の二第二号及び第二百二十二条の規定による基準

五・九 （略）

（指定小規模多機能型住宅介護事業所等に関する特例）

第九十四条の二次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型住宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。

以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型住宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型住宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型住宅介護事業者をいう。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型住宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型住宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型住宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型住宅介護を

(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する通りサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護と、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十二条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は厚生労働省に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十二条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十七条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下おいて同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライ

ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人

登録定員	利用定員
二十九人	二十八人又は二十七人

一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十七条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

二十九人	二十八人
十八人	十七人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 （略）

第一百一十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 （略）

第一百一十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機

能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第一百六十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十七条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するためには該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第一百七十二条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

二、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは

指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。

三・四 （略）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第一百六十三条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七

三・四 （新設）

（略）

十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十二条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十八人	十七人
二十六人又は二十七人	十六人

二十九人

十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第五十四条の八の一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第一百七十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対

（新設）

して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当児童発達支援該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）と

みなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十九人	十八人
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の

規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第一百七十二条に規定する基準を満たしていること。

五| この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五十四条の八 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当児童発達支援と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項</p>	<p>第五十四条の八 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十二条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当児童発達支援と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第二項</p>

、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十二条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定障害福祉サービス等基準第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定障害福祉サービス等基準第一百六十三条の二の規定により

、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第一百七十二条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通り

基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三
(略)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定障害福祉サービス等基準第一百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは第七十一条の四

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三
(略)

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着

において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十二条に規定する基準を満たしていること。

五
(略)

型サービス基準第六十三条又は第百七十二条に規定する基準を満たしていること。

五
(略)

改 正 案		現 行	(傍線部分は改正部分)
		<p>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）における障害者の受入事業（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域において自立訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く。以下この条に</p>	

において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。）のうち通りサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通りサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に、当該通りサービスを自立訓練と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第一百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第百七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）とみなして行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第一百六十四条を除く。）及び第十章第五節（第百七十三条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一

条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	
十六人	

二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通りサービスの利用者数を通りサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項又は第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 より自立訓練とみなされる通りサービスについて準用する。この場合において、同条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当自

立訓練計画」と、「サービス管理責任者」とあるのは「基準該当自立訓練計画を作成するためには必要な研修を受けた者」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」とする。